使用料・手数料等の見直しについて

― 報 告 書 ―



（令和８年１１月）

小牧市使用料・手数料等検討委員会

目　　次

１　はじめに　……　1

２　基本的な考え方　……　1

３　見直しの範囲　……　2

４　検討結果　……　2

５　見直しの効果　……　30

６　まとめ　……　30

資料１　小牧市使用料・手数料等検討委員会検討の経緯　……　31

資料２　小牧市使用料・手数料等検討委員会設置要綱　……　32

資料３　施設使用料の収入額と維持管理費の対比表　……　34

１　はじめに

小牧市まちづくり推進計画第２次基本計画（第Ⅴ章自治体経営編－基本施策３３財政経営）及び小牧市自治体経営改革推進計画において、受益と負担の適正化を図り自主財源を確保するため、行政サービスの使用料・手数料を定期的に見直すことが明示されている。

そのため、使用料・手数料等の見直しについての基本的な考え方を示し、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しにより受益者負担の適正化を図るものである。

２　基本的な考え方

使用料・手数料等については、定期的に見直しを行っており、前回見直しを行った令和３年度から５年経ったことから、各部の次長級職員を構成員とする「小牧市使用料・手数料等検討委員会（委員長：笹原副市長)」を設置し、必要な見直しを行ったものである。検討に当たっては、前回の改定時の考え方を基本として、以下の方針に基づき検討を行うこととした。

(1) 受益者負担の原則

行政サービスを利用する人と利用しない人の公平性を考慮し、利用する受益者が費用を負担する「受益者負担の原則」に立つ。

(2) 性質別負担割合の設定（０％～100％）

各行政サービスを性質別（公共性・必需性）に分類し、基準となる受益者負担の割合を明確にする。

(3) 近隣市町の料金の把握・反映

近隣市町における料金を把握し、その状況等を踏まえて見直しを図る。

(4) 激変緩和措置の導入

受益者の急激な負担を解消するため、激変緩和措置（上限改定率 1.5 倍）を導入する。

３　見直しの範囲

(1) 歳入予算の「使用料及び手数料」及び「雑入」に計上されるもののうち、受益者負担の原則が適用される収入全てを対象とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

①企業会計所管のもの

②個別法で負担額等が定められているもの

③令和８年度途中に新設し、令和８年度以降に収入が見込まれるもの

④直近の終期設定があるもの

※施設使用料については、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものを対象とする。(公の施設とは、地方自治法第 244 条に規定する住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいう。)

(2) 行政財産目的外使用料等については、令和元年９月１０日付け３１小財第５１８号総務部長通知「令和元年１０月以降の普通財産及び行政財産の貸付料基準、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等について」による算定基準等の見直し検討を行う。

４　検討結果

検討に当たっては、対象とした使用料・手数料等について、事務局において、担当課より提出された調査票に基づき、過去の改定の経緯及び施設運営や事務処理に要するコストの状況、他市の料金などの確認を行うとともに、より詳細な調査が必要とされたものについては、担当課へのヒアリングを実施した。

これらの結果を踏まえ、検討委員会において見直しの検討を行い、一定の結論を得たものである。

その結果、以下の**(1)から(28)について、改正が必要と判断**した。

一方、(29)から(34)については、記載の理由から、今回の改正については見送ることとした。

なお、(35)から(36)については、個々の事情を踏まえ、関係課における個別の対応とすることとした。

また、改定後の料金の適用日については以下の通りとする。

項目	新料金適用日
(1) から (3) (5) から (20)	令和９年１０月１日利用分から ※上記利用分に係る予約分も含む
(4)	令和１０年４月１日利用分から ※上記利用分に係る予約分も含む
(21) から (28)	令和９年４月１日から

さらに、使用料及びその他使用料のうち「午前、午後、夜間、全日」、「全面、半面」のような区分を設けているものについては、特別な事情があるものを除き、分かりやすい料金体系となるよう、全日や全面等の料金を見直す。

【参考：予算科目上の件数】

- 検討対象　150 件
- うち改正を行うもの　28 件
  （料金の引き上げ 26 件、料金の引き下げ・料金区分等見直し 1 件、料金改正以外 1 件）

1. 改正を行うもの

使用料

(1) コミュニティセンター使用料（支え合い協働推進課）

[改正内容]**施設使用料の引き上げ**

≪西部コミュニティセンター≫　（単位：円）

区分		現行					改正後			
		専用利用			個人利用		専用利用			個人利用
		全日	半日	1時間	半日		全日	半日	1時間	半日
講堂	全面	12,320	4,110	1,170		⇒	14,790	4,930	1,410	
	卓球1面	1,410	470	140	220		1,680	560	160	260
	卓球以外の利用				110					130
調理室		2,950	990	280	110		3,540	1,180	330	130
多目的室		2,290	770	220	110		2,760	920	260	130
和室		1,190	400	120	110		1,440	480	130	130
創作室		2,420	810	230	110		2,910	970	270	130
中会議室		3,170	1,060	300	110		3,810	1,270	360	130
小会議室		2,200	730	220	110		2,610	870	250	130

≪南部コミュニティセンター≫　（単位：円）

区分		現行					改正後			
		専用利用			個人利用		専用利用			個人利用
		全日	半日	1時間	半日		全日	半日	1時間	半日
講堂	全面	13,510	4,510	1,290		⇒	16,230	5,410	1,550	
	卓球1面	1,410	470	140	220		1,680	560	160	260
	バドミントン	2,830	940	270	220		3,360	1,120	320	260
	卓球又はバドミントン以外の利用				110					130
調理室		2,420	810	230	110		2,910	970	270	130
多目的室		2,860	950	270	110		3,420	1,140	320	130
和室		2,730	910	260	110		3,270	1,090	310	130
中会議室		4,050	1,350	390	110		4,860	1,620	460	130
小会議室		2,420	810	230	110		2,910	970	270	130
音楽スタジオ		2時間以内につき1,050（延長1時間につき520）					2時間以内につき1,260（延長1時間につき630）			

［改正理由］令和３年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の 1.2 倍の料金設定とする。

［影 響 額］6,108,920 円（令和７年度実績）×0.2＝**1,221,784 円**

(2) まなび創造館使用料（多世代交流プラザ）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行				⇒	改　正　後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
あさひホール（土曜日、日曜日及び休日）	5,230	9,180	9,830	21,150		6,270	11,010	11,790	29,070
あさひホール（その他の日）	3,960	6,840	8,010	16,130		4,750	8,200	9,610	22,560
研修室 1	740	1,070	1,280	2,780		880	1,280	1,530	3,690
研修室 2	850	1,390	1,490	3,420		1,020	1,660	1,780	4,460
料理教室	2,060	2,060	2,370	6,510		2,470	2,470	2,840	7,780
和室	1,710	2,670	2,890	5,870		2,050	3,200	3,460	8,710
多目的室 1	1,130	1,760	2,060	4,650		1,350	2,110	2,470	5,930
多目的室 2	550	840	990	2,230		660	1,000	1,180	2,840
学習室	840	1,290	1,520	3,430		1,000	1,540	1,820	4,360

［改正内容］**スポーツ広場施設使用料（専用利用）の引き上げ**

（単位：円）

区　　分			現　行	⇒	改正後
			2 時間以内		2 時間以内
アリーナ	1		3,210		3,850
	2		1,600		1,920
	3		640		760
	4				760
	全面		6,410		7,290
	バレーボールコート	1 面	1,600		1,920
	テニスコート	1 面	1,600		1,920
	バドミントンコート	1 面	1,070		1,280
	卓球	1 面	530		630
フィットネススタジオ			1,600		1,920

［改正内容］**スポーツ広場施設使用料（個人利用）の引き上げ**

（単位：円）

区分		現行			⇒	改正後		
		利用券(1回)	回数利用券	定期利用券		利用券(1回)	回数利用券	定期利用券
フィットネススタジオ	小人	270	2,700	1,830		300	3,000	2,000
	大人	530	5,300	3,670		600	6,000	4,000

［改正理由］維持管理費が増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、概ね同じ機能（施設）である市民センターの料金改定を参考に現行料金の1.2倍の料金設定とする。ただし、フィットネススタジオ（個人利用）については、他施設との均衡を図るため、総合体育館に合わせて現行料金の1.1倍程度の料金設定とする。

中央アリーナについて、競技区分以外で使用を可能とするため、新たにアリーナ４（中央アリーナ）を設定する。

［影 響 額］【スポーツ広場施設使用料(個人利用)分】

8,537,740円（令和７年度実績）×0.1＝ **853,774円**

【上記以外施設分】

10,862,305円（令和７年度実績）×0.2（平均増額率）

≒**2,210,877円**

合計：3,064,651円

(3) 勤労センター使用料（商工振興課）

［改正内容］**宿泊室を除く施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分		現行				⇒	改正後			
		午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
多目的ホール		6,600	7,700	12,100	22,000		7,260	8,470	13,310	29,040
大会議室		1,650	2,200	3,850	6,600		1,810	2,420	4,230	8,460
中会議室		1,100	1,320	1,760	3,740		1,210	1,450	1,930	4,590
小会議室		1,100	1,320	1,760	3,740		1,100	1,320	1,760	4,180
大研修室		1,650	2,200	3,850	6,600		1,810	2,420	4,230	8,460
小研修室		1,100	1,320	1,760	3,740		1,210	1,450	1,930	4,590
和室		1,100	1,320	1,760	3,740		1,210	1,450	1,930	4,590
大広間	全面利用	2,200	2,640	3,080	6,600		2,420	2,900	3,380	8,700
	半面利用	1,100	1,320	1,540	3,300		1,210	1,450	1,690	4,350
中広間	全面利用	1,320	1,760	2,200	4,400		1,440	1,920	2,420	5,780
	半面利用	660	880	1,100	2,200		720	960	1,210	2,890
	宿泊のため利用する場合	1人1泊につき1,650					1人1泊につき1,810			

（単位：円）

区分			現行 午前	現行 午後	現行 夜間	現行 全日		改正後 午前	改正後 午後	改正後 夜間	改正後 全日
体育館	競技場	全面利用	3,410	4,510	6,710	11,660	⇒	3,860	5,080	7,500	16,440
		半面利用	1,760	2,310	3,410	5,830		1,930	2,540	3,750	8,220
		バドミントン利用	1面1時間につき 220					1面1時間につき 240			
		卓球利用	1面1時間につき 110					1面1時間につき 120			
	ミーティングルーム（A又はB）		880	1,100	1,650	2,750		960	1,210	1,810	3,980
テニスコート											
	砂入人工芝コート		1面2時間につき 440					1面2時間につき 480			
	ハードコート		1面2時間につき 330					1面2時間につき 360			

［改正理由］あるべき受益者負担率との乖離があるため、他市施設の料金を鑑みて、現行料金の1.1倍の料金設定とする。
なお、宿泊室については、近隣市町の状況を踏まえ改正を見送る。

［影 響 額］13,525,480円（令和7年度実績）×0.17（平均増額率）
≒**2,339,587円**

(4) 市民会館使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分	現行 午前	現行 午後	現行 夜間	現行 全日		改正後 午前	改正後 午後	改正後 夜間	改正後 全日
ホール（土曜日、日曜日及び休日）	23,100	35,200	42,900	92,400		27,720	42,240	51,480	121,440
ホール（その他の日）	17,600	26,400	35,200	70,400		21,120	31,680	42,240	95,040
楽屋									
1号室又は2号室	1,210	1,210	1,210	3,630	⇒	1,450	1,450	1,450	4,350
3号室又は4号室	770	770	770	2,310		920	920	920	2,760
5号室	1,760	1,760	1,760	5,280		2,110	2,110	2,110	6,330
6号室	1,210	1,210	1,210	3,630		1,450	1,450	1,450	4,350
リハーサル室(1号室)	1,540	1,540	1,540	4,620		1,840	1,840	1,840	5,520
リハーサル室(2号室)	4,950	4,950	4,950	14,850		5,940	5,940	5,940	17,820

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和3年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の1.2倍の料金設定とする。

［影 響 額］2,273,370円（令和7年度実績）×0.28（平均増額率）

≒**626,651円**

(5) 市公民館使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分	現行					改正後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
講堂（土曜日、日曜日及び休日）	6,600	8,250	13,200	26,400		7,920	9,900	15,840	33,660
講堂（その他の日）	5,500	6,600	11,000	19,800		6,600	7,920	13,200	27,720
展示場1				1,730					2,070
展示場2				1,850					2,220
展示場3				2,160					2,590
和室	1,100	1,430	1,760	4,070		1,320	1,710	2,110	5,140
茶室	880	1,100	1,430	3,300		1,050	1,320	1,710	4,080
料理教室	2,170	1,680	2,170	6,020		2,600	2,010	2,600	7,210
学習室1の1	330	440	550	1,210		390	520	660	1,570
学習室1の2	330	440	550	1,210	⇒	390	520	660	1,570
学習室2の1	550	770	1,100	2,200		660	920	1,320	2,900
学習室3の1	770	880	1,320	2,640		920	1,050	1,580	3,550
学習室3の2	1,320	1,760	2,200	4,840		1,580	2,110	2,640	6,330
学習室4の1	220	330	440	880		260	390	520	1,170
学習室4の2	220	330	440	880		260	390	520	1,170
学習室4の3	550	770	1,100	2,200		660	920	1,320	2,900
学習室4の4	770	880	1,320	2,640		920	1,050	1,580	3,550
視聴覚室	1,540	1,980	2,640	5,610		1,840	2,370	3,160	7,370
創作室	1,100	1,320	1,760	3,740		1,320	1,580	2,110	5,010
音楽スタジオ1	2時間以内につき 880					2時間以内につき 1,050			
音楽スタジオ2	2時間以内につき 420					2時間以内につき 500			

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和3年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の1.2倍の料金設定とする。

［影 響 額］2,878,990円（令和7年度実績）×0.21（平均増額率）

≒**605,305円**

(6) 中部公民館使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**プラネタリウムを除く施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行					改　正　後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
大会議室（土曜日、日曜日及び休日）	5,500	7,150	11,000	23,100	⇒	6,600	8,580	13,200	28,380
大会議室（その他の日）	4,400	5,500	8,800	16,500		5,280	6,600	10,560	22,440
学習室	1,320	1,760	2,200	4,840		1,580	2,110	2,640	6,330
会議室 1	770	1,100	1,320	3,080		920	1,320	1,580	3,820
会議室 2	770	1,100	1,320	3,080		920	1,320	1,580	3,820
和室	1,320	1,760	2,200	4,400		1,580	2,110	2,640	6,330
茶室	880	1,100	1,430	3,300		1,050	1,320	1,710	4,080

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和３年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の 1.2 倍の料金設定とする。
なお、プラネタリウムについては、設備の老朽化が進行していることを踏まえ改正を見送る。

［影 響 額］2,380,675 円（令和７年度実績）×0.21（平均増額率）
≒**488,451 円**

(7) 東部市民センター公民館使用料（市民センター管理課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行					改　正　後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
講堂（土曜日、日曜日及び休日）	10,340	15,730	19,250	41,470	⇒	12,400	18,870	23,100	54,370
講堂（その他の日）	7,810	11,770	15,730	31,570		9,370	14,120	18,870	42,360
楽屋 1	1,430	1,430	1,430	4,290		1,710	1,710	1,710	5,130
楽屋 2	1,760	1,760	1,760	5,280		2,110	2,110	2,110	6,330
視聴覚室	1,540	1,980	2,640	5,720		1,840	2,370	3,160	7,370
集会室	770	1,100	1,430	3,080		920	1,320	1,710	3,950
学習室	660	880	1,210	2,640		790	1,050	1,450	3,290
会議室	550	770	990	2,310		660	920	1,180	2,760
料理教室	2,060	1,580	2,060	5,720		2,470	1,890	2,470	6,830
和室 1	400	460	610	1,290		480	550	730	1,760
和室 2	460	510	690	1,440		550	610	820	1,980

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和３年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の 1.2 倍の料金設定とする。

［影 響 額］3,877,665 円（令和７年度実績）×0.24（平均増額率）

≒**931,458 円**

(8) 北里市民センター公民館使用料（市民センター管理課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行					改　正　後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
講堂（土曜日、日曜日及び休日）	6,160	9,460	11,550	24,860	⇒	7,390	11,350	13,860	32,600
講堂（その他の日）	4,730	7,040	9,460	18,920		5,670	8,440	11,350	25,460
視聴覚室	1,210	1,540	1,980	4,400		1,450	1,840	2,370	5,660
集会室	880	1,100	1,430	3,190		1,050	1,320	1,710	4,080
学習室	770	990	1,320	2,750		920	1,180	1,580	3,680
会議室	550	660	880	1,870		660	790	1,050	2,500
料理教室	1,980	1,490	1,980	5,440		2,370	1,780	2,370	6,520
和室	480	550	720	1,510		570	660	860	2,090

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和３年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の 1.2 倍の料金設定とする。

［影 響 額］1,729,870 円（令和７年度実績）×0.22（平均増額率）

≒**376,135 円**

(9) 味岡市民センター公民館使用料（市民センター管理課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行					改　正　後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
講堂（土曜日、日曜日及び休日）	8,580	13,090	16,060	34,540	⇒	10,290	15,700	19,270	45,260
講堂（その他の日）	6,490	9,790	13,090	26,290		7,780	11,740	15,700	35,220
楽屋 1	660	660	660	1,950		790	790	790	2,370
楽屋 2	660	660	660	1,950		790	790	790	2,370
視聴覚室	1,430	1,870	2,420	5,280		1,710	2,240	2,900	6,850
多目的室	2,860	3,740	4,950	10,560		3,430	4,480	5,940	13,850
創作室	990	1,210	1,650	3,630		1,180	1,450	1,980	4,610
学習室	990	1,320	1,760	3,850		1,180	1,580	2,110	4,870
会議室	660	880	1,210	2,640		790	1,050	1,450	3,290
料理教室	1,980	1,490	1,980	5,440		2,370	1,780	2,370	6,520
和室	590	670	900	1,890		700	800	1,080	2,580

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、令和３年度からの維持管理費の伸び率を踏まえて、現行料金の 1.2 倍の料金設定とする。

［影 響 額］4,337,495 円（令和７年度実績）×0.22（平均増額率）

≒**959,181 円**

(10) さかき運動場使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区　　分	現　　行				改　正　後		
	1 日	半日	2 時間 30 分以内		1 日	半日	2 時間 30 分以内
野球場	2,200	1,100	770	⇒	3,300	1,650	1,150
テニスコート	2 時間以内につき　440				2 時間以内につき　480		
多目的コート	2 時間以内につき　600				2 時間以内につき　900		

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の 1.5 倍の料金設定とする。

ただし、テニスコート使用料については、他施設との均衡を図るため、勤労センターに合わせて 1.1 倍の料金設定とする。

［影 響 額］【テニスコート分】

2,625,480 円（令和 7 年度実績）×0.1＝ **262,548 円**

【テニスコート以外の施設分】

823,440 円（令和 7 年度実績）×0.5＝ **411,720 円**

合計：674,268 円

(11) 南スポーツセンター使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**プールを除く施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分			現行 1日	現行 半日	現行 2時間30分以内	現行 30分以内		改正後 1日	改正後 半日	改正後 2時間30分以内	改正後 30分以内
グラウンド											
野球場	A面		2,640	1,320	880			3,960	1,980	1,320	
野球場	B面		2,200	1,100	770			3,300	1,650	1,150	
サッカー場兼陸上競技場			4,840	2,420	1,650			7,260	3,630	2,470	
武道館											
柔道場	専用	全面	4,400	2,200	1,430	280	⇒	6,600	3,300	2,120	420
柔道場	利用	半面	2,200	1,100	710	150		3,300	1,650	1,060	220
柔道場	個人	小人		110					160		
柔道場	利用	一般		220					330		
剣道場	専用	全面	4,400	2,200	1,430	280		6,600	3,300	2,120	420
剣道場	利用	半面	2,200	1,100	710	150		3,300	1,650	1,060	220
剣道場	個人	小人		110					160		
剣道場	利用	一般		220					330		
研修室				1,100					1,650		
控室				440					660		

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の 1.5 倍の料金設定とする。

なお、プールについては、市内在住の 60 歳以上の方に対する半額減免制度を設けているが、継続の是非については様々な高齢者施策と一体的に検討する必要があるため改正は見送る。

［影 響 額］1,763,520 円（令和 7 年度実績）×0.5＝**881,760 円**

(12) 大輪体育館使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分			現行 1日	現行 半日	現行 2時間30分以内	現行 30分以内		改正後 1日	改正後 半日	改正後 2時間30分以内	改正後 30分以内
競技場											
	専用利用	全面	3,300	1,650	1,100	220	⇒	4,950	2,460	1,650	300
		3分の1面	1,100	550	380	70		1,650	820	570	100
	個人利用	小人		110					160		
		一般		220					330		
ミーティングルームA				550					820		
ミーティングルームB				440					660		

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の1.5倍の料金設定とする。

［影 響 額］1,369,325円（令和7年度実績）×0.5＝**684,662円**

(13) 総合運動場使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分			現行				改正後		
			1日	半日	2時間30分以内		1日	半日	2時間30分以内
野球場（土曜日、日曜日及び休日）									
	アマチュアスポーツの場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	14,850	7,420	4,950		22,270	11,130	7,420
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	29,700	14,850	9,900		44,550	22,270	14,850
	アマチュアスポーツ以外の場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	29,700	14,850	9,900		44,550	22,270	14,850
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	297,000	148,500	99,000		445,500	222,750	148,500
野球場（その他の日）						⇒			
	アマチュアスポーツの場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	12,370	6,180	4,120		18,550	9,270	6,180
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	24,750	12,370	8,250		37,120	18,550	12,370
	アマチュアスポーツ以外の場合	入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	24,750	12,370	8,250		37,120	18,550	12,370
		入場料又はこれに類するものを徴収するとき	247,500	123,750	82,500		371,250	185,620	123,750
野球場・会議室（大）			1,540	770	550		2,310	1,150	820
野球場・会議室（小）			770	380	270		1,150	570	400
多目的運動場（全面）			4,400	2,200	1,540		6,600	3,300	2,300
多目的運動場（半面）			2,200	1,100	770		3,300	1,650	1,150

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の1.5倍の料金設定とする。

［影 響 額］3,431,585円（令和7年度実績）×0.5＝**1,715,792円**

(14) 総合体育館使用料（文化・スポーツ課）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分			現行 全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	メインアリーナ						
	専用利用						
	平日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	31,430	10,480	6,550	7,860	1,320
		2分の1面	15,710	5,240	3,280	3,930	
		3分の2面	20,950	7,000	4,380	5,240	
		3分の1面	10,480	3,500	2,200	2,620	
		バドミントン1面	3,610	1,210	750	900	
		卓球1面	2,420	810	500	610	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	62,860	20,950	13,100	15,710	2,620
		2分の1面	31,430	10,480	6,560	7,860	
		3分の2面	41,910	14,000	8,760	10,480	
		3分の1面	20,950	7,000	4,380	5,240	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	628,570	209,520	130,950	157,140	26,190
		2分の1面	314,290	104,760	65,580	78,570	
		3分の2面	419,050	139,960	87,580	104,760	
		3分の1面	209,520	69,980	43,790	52,380	
	土曜日、日曜日及び休日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	37,710	12,570	7,860	9,430	1,570
		2分の1面	18,860	6,290	3,930	4,710	
		3分の2面	25,140	8,380	5,240	6,290	
		3分の1面	12,570	4,190	2,620	3,140	
		バドミントン1面	4,400	1,470	910	1,100	
		卓球1面	2,920	970	610	730	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	75,430	25,140	15,710	18,860	3,140
		2分の1面	37,710	12,570	7,860	9,430	
		3分の2面	50,290	16,760	10,480	12,570	
		3分の1面	25,140	8,380	5,240	6,290	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	754,290	251,430	157,140	188,570	31,430
		2分の1面	377,140	125,710	78,570	94,290	
		3分の2面	502,860	167,620	104,760	125,710	
		3分の1面	251,430	83,820	52,380	62,860	

（単位：円）

現行							
区分			全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	メインアリーナ						
	個人利用						
	小人　1人につき				130	150	
	一般　1人につき				250	300	
	サブアリーナ						
	専用利用						
	平日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	18,860	6,290	3,930	4,710	790
		2分の1面	9,430	3,140	1,980	2,360	
		バドミントン1面	3,170	1,060	660	800	
		卓球1面	2,110	700	440	520	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	37,710	12,570	7,860	9,430	1,570
		2分の1面	18,860	6,290	3,940	4,710	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	377,140	125,710	78,570	94,290	15,710
		2分の1面	188,570	62,860	39,390	47,140	
	土曜日、日曜日及び休日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	22,630	7,540	4,710	5,660	940
		2分の1面	11,310	3,770	2,360	2,830	
		バドミントン1面	3,770	1,260	790	940	
		卓球1面	2,510	840	520	630	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	45,260	15,090	9,430	11,310	1,890
		2分の1面	22,630	7,540	4,710	5,660	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	452,570	150,860	94,290	113,140	18,860
		2分の1面	226,290	75,430	47,140	56,570	
	個人利用						
	小人　1人につき				110	130	
	一般　1人につき				220	260	
	会議室 A―1		6,030	2,010	1,260	1,510	
	会議室 A―2		8,050	2,680	1,680	2,010	
	会議室 B―1		4,020	1,340	840	1,010	
	会議室 B―2		4,020	1,340	840	1,010	
	会議室 C		3,020	1,010	630	750	
	和室		1,380	460	290	350	

（単位：円）

現　　行						
区　　分			全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	フィットネススタジオ						
	専用利用						
		平日					
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	10,480	3,500	2,200	2,620	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	20,950	7,000	4,380	5,240	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	209,520	69,980	43,790	52,380	
		土曜日、日曜日及び休日					
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	12,570	4,190	2,620	3,140	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	25,140	8,380	5,240	6,290	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	251,430	83,820	52,380	62,860	
	サッカーグラウンド						
	平日	全面			6,290		
		2分の1面			3,140		
	土曜日、日曜日及び休日	全面			7,330		
		2分の1面			3,670		

トレーニングジム及びフィットネススタジオの個人利用に係る施設使用料

区分			利用券		回数利用券	定期利用券	
総合体育館	トレーニングジム	小人	1回につき	270	2,700		
		一般	1回につき	530	5,300		
	フィットネススタジオ	小人	1回につき	270	2,700		
		一般	1回につき	530	5,300		
	トレーニングジム・フィットネススタジオ共通	小人	1回につき	380	3,800	1月	1,830
		一般	1回につき	740	7,400	1月	3,670

↓

（単位：円）

改　正　後							
区　　分			全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	メインアリーナ						
	専用利用						
	平日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	47,120	15,720	9,820	11,780	1,980
		2分の1面	23,560	7,860	4,920	5,890	
		3分の2面	31,420	10,500	6,570	7,860	
		3分の1面	15,720	5,250	3,300	3,930	
		バドミントン1面	5,410	1,810	1,120	1,350	
		卓球1面	3,630	1,210	750	910	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	94,260	31,420	19,650	23,560	3,930
		2分の1面	47,140	15,720	9,840	11,790	
		3分の2面	62,840	21,000	13,140	15,720	
		3分の1面	31,420	10,500	6,570	7,860	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	942,840	314,280	196,420	235,700	39,280
		2分の1面	471,430	157,140	98,370	117,850	
		3分の2面	628,560	209,940	131,360	157,140	
		3分の1面	314,280	104,970	65,680	78,570	
	土曜日、日曜日及び休日						
	アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	56,550	18,840	11,780	14,120	2,350
		2分の1面	28,290	9,430	5,890	7,060	
		3分の2面	37,700	12,560	7,860	9,420	
		3分の1面	18,850	6,280	3,930	4,710	
		バドミントン1面	6,600	2,200	1,360	1,650	
		卓球1面	4,380	1,450	910	1,090	
	アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	113,120	37,700	23,560	28,280	4,710
		2分の1面	56,560	18,850	11,790	14,140	
		3分の2面	75,420	25,140	15,720	18,850	
		3分の1面	37,710	12,570	7,860	9,430	
	アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	1,131,420	377,120	235,700	282,850	47,140
		2分の1面	565,710	188,560	117,850	141,430	
		3分の2面	754,280	251,430	157,140	188,560	
		3分の1面	377,140	125,730	78,570	94,290	

（単位：円）

改　正　後							
区　　分			全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	メインアリーナ						
	個人利用						
	小人　1人につき				190	220	
	一般　1人につき				370	450	
	サブアリーナ						
	専用利用						
	平日						
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	28,280	9,420	5,890	7,060	1,180
			2分の1面	14,140	4,710	2,970	3,540	
			バドミントン1面	4,750	1,590	990	1,200	
			卓球1面	3,160	1,050	660	780	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	56,560	18,850	11,790	14,120	2,350
			2分の1面	28,290	9,430	5,910	7,060	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	565,700	188,560	117,850	141,420	23,560
			2分の1面	282,850	94,290	59,080	70,710	
	土曜日、日曜日及び休日							
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	全面	33,920	11,300	7,060	8,480	1,410
			2分の1面	16,960	5,650	3,540	4,240	
			バドミントン1面	5,650	1,890	1,180	1,410	
			卓球1面	3,760	1,260	780	940	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	67,880	22,620	14,120	16,960	2,830
			2分の1面	33,940	11,310	7,060	8,490	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	全面	678,850	226,280	141,420	169,700	28,290
			2分の1面	339,430	113,140	70,710	84,850	
	個人利用							
	小人　1人につき					160	190	
	一般　1人につき					330	390	
	会議室 A―1			7,850	2,410	1,510	1,810	
	会議室 A―2			10,450	3,210	2,010	2,410	
	会議室 B―1			5,210	1,600	1,000	1,210	
	会議室 B―2			5,210	1,600	1,000	1,210	
	会議室 C			3,900	1,210	750	900	
	和室			1,780	550	340	420	

（単位：円）

改　正　後						
区　　分			全日	半日	2時間30分以内	3時間以内	延長30分につき
総合体育館	フィットネススタジオ						
	専用利用						
		平日					
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	15,720	5,250	3,300	3,930	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	31,420	10,500	6,570	7,860	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	314,280	104,970	65,680	78,570	
		土曜日、日曜日及び休日					
		アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	18,850	6,280	3,930	4,710	
		アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	37,710	12,570	7,860	9,430	
		アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	377,140	125,730	78,570	94,290	
	サッカーグラウンド						
	平日	全面			9,420		
		2分の1面			4,710		
	土曜日、日曜日及び休日	全面			10,990		
		2分の1面			5,500		

トレーニングジム及びフィットネススタジオの個人利用に係る施設使用料

区分			利用券		回数利用券	定期利用券	
総合体育館	トレーニングジム	小人	1回につき	300	3,000		
		一般	1回につき	600	6,000		
	フィットネススタジオ	小人	1回につき	300	3,000		
		一般	1回につき	600	6,000		
	トレーニングジム・フィットネススタジオ共通	小人	1回につき	420	4,200	1月	2,000
		一般	1回につき	820	8,200	1月	4,000

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることに加え、あるべき受益者負担率との乖離があるため、会議室及び和室を除く施設使用料については現行料金の 1.5 倍、会議室及び和室の施設使用料については現行料金の 1.2 倍、トレーニングジム及びフィットネススタジオの個人利用に係る施設使用料については現行料金の 1.1 倍程度の料金設定とする。

［影 響 額］【会議室・和室分】

1,515,710 円（令和 7 年度実績）×0.23（平均増額率）

≒ **343,178 円**

【トレーニングジム及びフィットネススタジオ（個人利用分）】

26,074,360 円（令和 7 年度実績）×0.1＝ **2,607,436 円**

【上記以外施設分】

16,763,200 円（令和 7 年度実績）×0.5＝ **8,381,600 円**

合計：11,332,214 円

その他使用料

(15) 児童館使用料（多世代交流プラザ）

［改正内容］**こまきこども未来館の遊びひろば等使用料の引き上げ**

（単位：円）

		現　行	⇒	改正後
こまきこども未来館	遊びひろば等	1人1回につき400		1人1回につき600

［改正理由］維持管理経費が近年増加傾向にあることから、激変緩和措置を踏まえ、現行料金の1.5倍程度の料金設定とする。なお、音楽スタジオとダンススタジオは、児童館の性質上、児童にとって利用しやすい料金設定とする必要があるため改正は見送る。

［影 響 額］22,915,200円（令和7年度実績）×0.5＝**11,457,600円**

(16) にぎわい広場使用料（シティプロモーション課）

［改正内容］**料金区分の改定及び使用料の引き下げ**

（単位：円）

現　行				改正後				
区分		1時間	⇒	区分		全日	8時間	1時間
専用利用	A区画	650		専用利用	A区画	4,150	2,670	370
	B区画	150			B区画	900	580	80
	C区画	590			C区画	3,700	2,380	330
	D区画	170			D区画	1,120	720	100
	E区画	210			E区画	1,350	870	120
	F区画	350			F区画	2,020	1,300	180
	G区画	230			G区画	1,350	870	120
店舗利用(52㎡)		120		店舗利用（25㎡）		230	150	20

［改正理由］小牧市にぎわい広場のさらなるにぎわい創出につなげるため、一定期間や長時間の利用を容易にするなど、利用者の利便性に考慮した利用区分に改める。併せて料金算定の根拠を「小牧市道路占用料条例」から「普通財産及び行政財産の貸付料基準、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等」に変更する。

［影 響 額］476,780円（令和7年度実績）×△0.46（平均減額率）

＝**△219,319円**

(17) 公園使用料のうち市民四季の森有料施設分（みどり公園課）

［改正内容］**施設使用料（ソリスベリ）の有料化**

現行：無料⇒改正後：土曜日、日曜日及び休日のみ 100 円

［改正理由］受益者負担の原則に則り有料化する。ソリスベリについては、こどものみの利用や保護者同伴での利用など、様々な利用があり、現地の受付で利用者の市内・市外を明確に確認することが困難である。したがって、市外のみを有料とするのではなく、土曜日、日曜日及び休日のみ市内・市外問わず同一料金とする。

［影 響 額］100 円×33,184 人（令和７年度実績）＝**3,318,400 円**

(18) 小牧山歴史館使用料（小牧山課）

(19) 小牧山城史跡情報館使用料（小牧山課）

［改正内容］**入場料の設定方法見直し及び引き上げ**

（単位：円）

	現行			改正後	
	一般	団体 ※30 人以上		一般	団体 ※30 人以上
小牧山歴史館常設展示室入場料	200	100	⇒	300	150
小牧山城史跡情報館常設展示室入場料	200	100		300	150
歴史館・小牧山城史跡情報館常設展示室入場料（2 館共通入場券）	200	100		500	250

［改正理由］現在は小牧山歴史館と小牧山城史跡情報館との 2 館共通入場券としているが、1 館しか入館しない入館者の不公平感解消のため、1 館ごとの入場料を設定する。また、他市の類似施設と比べて安価であるため、激変緩和措置を踏まえ、1 館ごとの入場料を現行料金の 1.5 倍の料金設定とする。さらに、1 館ごとの入場料を踏まえて、2 館共通入場券の料金を上表のとおり改定する。

［影 響 額］【1 館のみ入場分】

・小牧山歴史館分　3,231,600 円×0.5 = **1,615,800 円**

・小牧山城史跡情報館分 440,600 円×0.5 = **220,300 円**

【2 館共通入場券分】 4,951,700 円×1.5 = **7,427,550 円**

合計：9,263,650 円

(20) 図書館使用料（図書館）

［改正内容］**施設使用料の引き上げ**

（単位：円）

区分	現行					改正後			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
イベントスペース									
全面利用	1,600	2,490	2,550	6,320	⇒	1,890	2,970	3,060	7,920
3分の2面利用	1,060	1,660	1,700	4,210		1,260	1,980	2,040	5,280
3分の1面利用	530	830	850	2,100		630	990	1,020	2,640
多目的室									
全面利用	460	710	730	1,810		560	840	860	2,260
半面利用	230	350	360	900		280	420	430	1,130

［改正理由］維持管理費が近年増加傾向にあることから、概ね同じ機能（施設）であるまなび創造館の料金改定を参考に現行料金の1.2倍程度の料金設定とする。

［影 響 額］148,990円（令和7年度実績）×0.2（平均増額率）

≒ **29,200円**

手 数 料

該当なし

雑　　入

(21) 子宮がん検診受診料（保健センター）
(22) 乳がん検診受診料（保健センター）
(23) 前立腺がん検診受診料（保健センター）
(24) 胸部Ｘ線検診受診料（保健センター）
(25) 胃がん検診受診料（保健センター）
(26) 大腸がん検診受診料（保健センター）

［改正内容］**<u>がん検診受診料の引き上げ</u>**

（単位：円）

	現行			改正後	
	69歳以下	70歳以上		69歳以下	70歳以上
子宮がん					
集団（頸部）	1,000	500		1,500	1,500
施設（頸部）	1,000	500		1,500	1,500
施設（頸部＋体部）	2,000	500		3,000	3,000
乳がん					
マンモグラフィ（集団）	1,000	500		1,500	1,500
マンモグラフィ（施設）	1,500	500		2,000	2,000
超音波（集団）	1,000		⇒	1,500	
前立腺がん（施設）	1,000	500		1,000	1,000
胸部Ｘ線（施設）	1,000	500		1,000	1,000
胃がん					
Ｘ線（集団）	1,000	500		1,500	1,500
Ｘ線（施設）	3,000	500		3,000	3,000
内視鏡（施設）	3,000	500		3,000	3,000
大腸がん					
集団	500	500		500	500
施設	500	500		500	500

［改正理由］がん検診受診料は、前回平成 26 年度の見直し以来、据え置き 10 年が経過している。検診実施委託料は、2 年毎に改正される診療報酬に基づき算出しており、毎回金額は上昇している状況である。
現在は、69 歳以下と 70 歳以上で検診受診料を別に設定しているが、世代間の負担格差解消を図るため、一律の受診料へ改めるものとする。
69 歳以下の受診料は、現状、受益者負担の割合が 13%から 36%と幅があるが、健康保険の負担割合である 30%を目指し、段階的に検討する。
ただし、現行で負担割合が 30%を超えている検診については、額を据え置くものとする。
［影 響 額］（表の区分毎の令和 7 年度受診者数×上昇額）の合計
＝**6,435,500 円**

(27) 薪能講座受講料（文化・スポーツ課）
［改正内容］**講座受講料の引き上げ**
現行：300 円 ⇒ 改正後：400 円
［改正理由］講座開催に係る費用（委託料：18,000 円＋費用弁償：2,000 円＝20,000 円）÷受講者数 50 人＝400 円となることから、現行の 300 円から 400 円への引き上げを行う。
［影 響 額］8,100 円（令和 7 年度実績）×0.33≒**2,700 円**

(28) 薪能ラジオガイダンスレンタル料（文化・スポーツ課）
［改正内容］**レンタル料の引き上げ**
現行：500 円 ⇒ 改正後：700 円
［改正理由］ラジオレンタルに係る費用（委託料：130,000 円）÷貸出台数 60 台≒2,000 円となるが、激変緩和措置を鑑みて、現行の 500 円を 700 円（増額率 1.4 倍）へ引き上げを行う。
［影 響 額］30,000 円（令和 7 年度実績）×0.4＝**12,000 円**

2. 検討の結果、改正を見送る（現行料金を維持する）もの

(29) 公園（うち市民四季の森有料施設）使用料（みどり公園課）

［検討事項］ディスクゴルフにおいて、市外利用者数が市内利用者数を大きく上回っているため、市内優遇料金設定について検討した。あわせてパークゴルフの市外料金を設定するかを検討した。また、60歳で料金を区分することの妥当性を検討した。

［見送理由］ディスクゴルフ・パークゴルフにおいていずれも、市内外双方からの需要があるものの、年間を通して受け入れ超過にはなっておらず、市外利用者により市民の利用が圧迫される状況は発生していない。また、いずれも他市町の類似施設との比較において、高い水準の料金設定となっているため、現時点での改正は見送る。

また、60歳で料金を区分することの妥当性については、様々な高齢者施策と一体的に検討する必要があるため、改正を見送る。

(30) 学校施設夜間照明使用料（文化・スポーツ課）

［検討事項］現在設定されている単価が平成９年に定められたものであることから、現状に合った金額への見直しを検討した。

［見送理由］ＬＥＤ照明へ変更したことにより以前と比較して電気料金は減少したものの、当該ＬＥＤ設備は専ら夜間のスポーツ利用に供しており、借上料に対して一定の受益者負担を求めるべきであること及び他の体育施設の夜間照明使用料との均衡を踏まえ、現時点での改正は見送る。

(31) 市民スポーツ教室受講料（文化・スポーツ課）

［検討事項］市民講座等受講料（文化・スポーツ課、市民センター管理課）と比べると受益者負担率が低いため、値上げを含めて検討した。

［見送理由］本事業は健康づくりを目的とした施策的な面が強い事業であり、公共性が高くその効果が社会に還元される事業であることから、「受講料算出基準の指針」によって、講師料の 50 パーセントを受講者負担とするものと定められており、現在の教室受講料については上記指針に基づ

き受講料が算出されていることから、改定しないことが妥当であるため、改正を見送る。

(32) 小牧シティマラソン大会参加料（文化・スポーツ課）

［検討事項］他市と比べると安いため値上げを検討した。

［見送理由］令和６年度に参加料を改定していることや、令和９年度に市民駅伝競走大会が廃止されることへの緩和措置という観点から、現時点での改定を見送る。

(33) 小牧市民駅伝競走大会参加料（文化・スポーツ課）

［検討事項］経費の増嵩と参加チーム校の減少により学校や運営側の負担が大きくなっているため、あり方について検討した。

［見送理由］本大会は令和９年度に廃止されるため、改正を見送る。

(34) 保育園職員給食代（幼児教育・保育課）

［検討事項］保育園給食費については、近年の食材料費の高騰や、近隣市と比較して低い価格設定であること等から、料金の引き上げを検討した。

［見送理由］保育士不足である現状で職員給食代を引き上げることは保育士確保を妨げる要因となり得るため、改正を見送る。

3. その他（個別対応とするもの）

(35) 食の自立支援事業利用料（地域包括ケア推進課）

現在は市が事業者と契約した単価に対し、一定額を利用者から負担いただいているが、市が登録した事業者の単価のうち、一定額（350円）を市が助成して超過分を利用者が負担する仕組みへの変更を検討している。この方式に変更した場合、他市とのバランスを考慮すると利用者負担が急増することや、現在は地区で事業者を分けており、地域により単価が異なることから、公平性も考慮して妥当な金額について、引き続き検討することとする。

(36) 普通財産及び行政財産の貸付料基準と行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等（資産管理課）

他市と同程度であり、他市間の地価の大きな変動や率についても変動が見られないこと等から、現行の率を据え置くことが適切であると考えられるが、引き続き、資産管理課において、地価変動や他市の状況に注視し、必要に応じて改正の検討を行うこととする。

５　見直しの効果

本報告書の改正案に従い見直すこととした場合、利用者数等が令和７年度実績と変わらない前提では、総額で年間約 5,620 万円の歳入増となる見込みである。

６　まとめ

(1) 適切な維持管理と利用率の向上

施設使用料は使用、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。

施設の利用率（稼働率）が低い施設については引き続き、効果的な広報活動など利用率向上を図るとともに施設及び機能（サービス）の必要性を検証し、類似機能の集約化等についても検討する必要がある。

特に近年は人件費や物価の高騰により維持管理に要する経費が年々上昇している一方、人口が減少傾向にあることから、受益者負担のあり方、適切な施設運営、ニーズや老朽化具合を踏まえた施設の存続等について総合的で多角的な検討を行っていく必要がある。

(2) 市民優遇の料金設定

市民優遇料金の設定に当たっては、その施設・サービスの目的や利用状況など様々な角度から検討する必要があることから、全ての施設・サービスに一律に適用させることは困難であると考えられる。したがって、一定の整合性は必要ではあるものの、今後においても、それぞれの施設・サービスの状況を十分に精査のうえ必要に応じ個別に判断し、設定していく必要がある。

資料１

小牧市使用料・手数料等検討委員会検討の経緯

日　　程	項　　目	内　　容
令和8年 7月7日	第１回 検討委員会	・令和８年度使用料・手数料等の検討について
令和8年 7月7日～	意見聴取	・見直し検討に係る委員への意見聴取 （期間：7/7～7/24）
令和8年 8月4日	第２回 検討委員会	・令和８年度使用料・手数料等の見直し案について
令和8年 8月5日～	意見聴取	・見直し検討に係る委員への意見聴取 （期間：8/5～8/19）
令和8年 9月4日	第３回 検討委員会	・令和８年度使用料・手数料等の見直し案（第２回検討委員会からの追加・変更分）について
令和8年 9月16日	第４回 検討委員会	・令和８年度使用料・手数料等の見直し案（第３回検討委員会からの追加・変更分）について ・改正後の施設使用料の適用時期等について
令和8年 10月9日 ～10月14日	第５回 検討委員会	・令和８年度使用料・手数料等の見直し案（第４回検討委員会からの追加・変更分）について ・検討委員会報告書（案）について

資料２

小牧市使用料・手数料等検討委員会設置要綱

（令和８年４月１日
８小財第１３１号）

（設置）

第１条　受益者に対する負担均衡、負担公平、応能負担及び政策反映の原則に基づく適正な使用料、手数料等について調査研究するため、小牧市使用料・手数料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 使用料、手数料等の調査研究及び改正案の策定に関すること。

(2) その他使用料、手数料等に関し必要な事項

（組織等）

第３条　検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は総務部の事務を担任する副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

３　委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（庶務）

第５条　検討委員会の庶務は、財政課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

市長公室次長

総務部次長

地域活性化営業部次長

市民生活部次長
健康生きがい支え合い推進部次長
福祉部次長
こども未来部次長
建設部次長
都市政策部次長
上下水道部次長
市民病院事務局次長
教育委員会事務局教育部次長
会計管理者
消防本部副消防長
消防署長

資料３

施設使用料の収入額と維持管理費の対比表

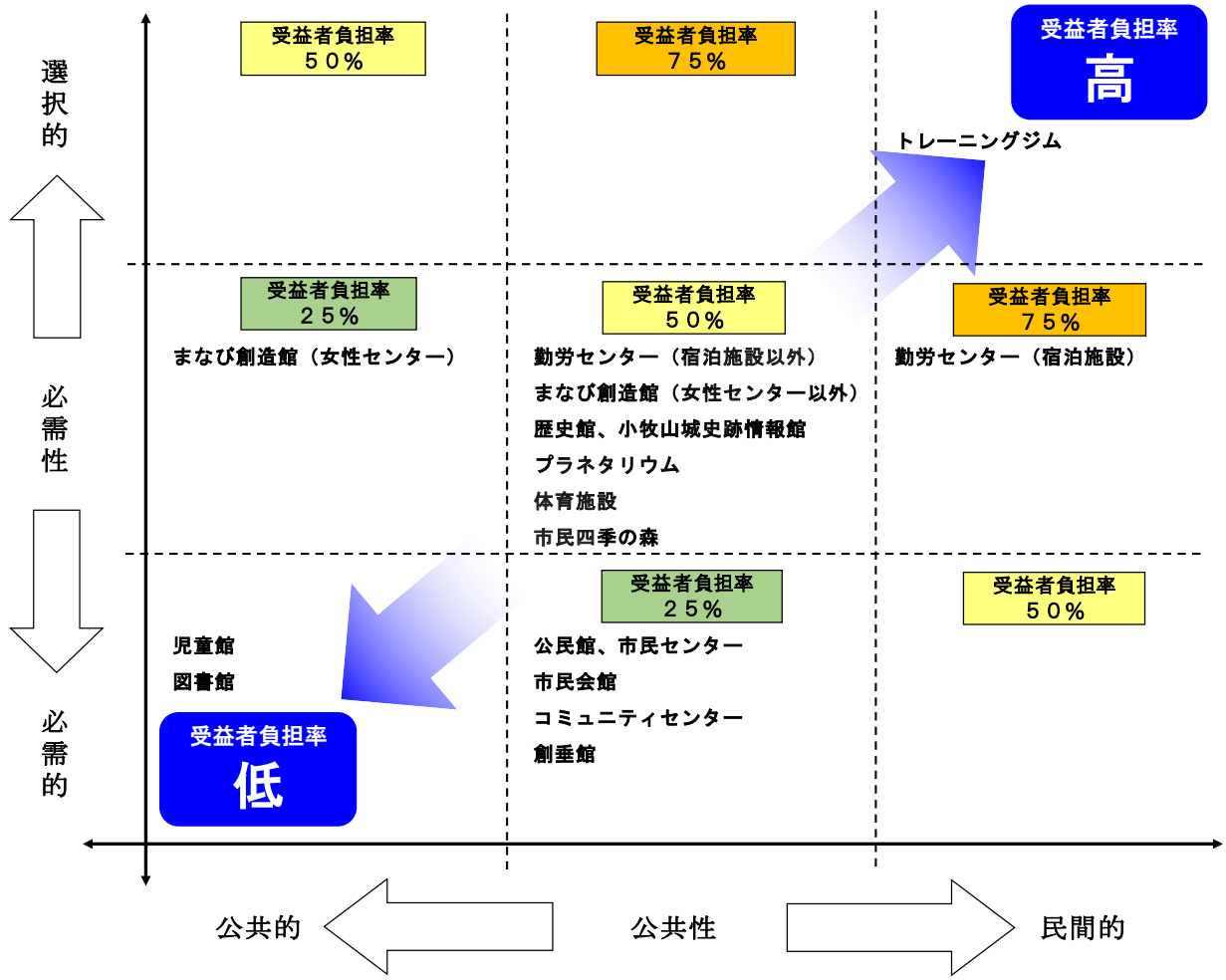
（単位：円、％）

番号	所属	施設名	令和7年度実収入額 ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	令和7年度 維持管理費	受益者負担率 （実収入額÷維持費） ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む	あるべき 受益者負担率	引上げ必要最低倍率 （あるべき受益者負担率の 下限÷現受益者負担率） ※上段は減免額含まず、 下段は減免額含む
1	支え合い協働推進課	西部コミュニティセンター	2,117,070	46,905,164	4.5	12.5～	2.8
			5,797,250		12.4	37.5％	1.0
2	支え合い協働推進課	南部コミュニティセンター	4,426,360	44,935,755	9.9	12.5～	1.3
			7,819,540		17.4	37.5％	あるべき範囲内
3	多世代交流プラザ	まなび創造館	19,253,555	229,652,841	8.4	37.5～	4.5
			29,912,540		13.0	62.5％	2.9
4	商工振興課	勤労センター	29,397,700	113,130,235	26.0	37.5～	1.4
			34,944,060		30.9	62.5％	1.2
5	文化・スポーツ課	市民会館	2,826,880	86,627,233	3.3	12.5～	3.8
			20,637,530		23.8	37.5％	あるべき範囲内
6	文化・スポーツ課	市公民館	3,234,185	76,094,077	4.3	12.5～	2.9
			13,445,315		17.7	37.5％	あるべき範囲内
7	文化・スポーツ課	中部公民館 （プラネタリウム含む）	3,145,320	75,717,462	4.2	12.5～	3.0
			5,109,555		6.7	37.5％	1.9
8	市民センター管理課	東部市民センター	3,916,245	54,344,425	7.2	12.5～	1.7
			9,374,995		17.3	37.5％	あるべき範囲内
9	市民センター管理課	北里市民センター	1,729,870	49,058,640	3.5	12.5～	3.6
			5,424,090		11.1	37.5％	1.1
10	市民センター管理課	味岡市民センター	4,337,495	57,491,931	7.5	12.5～	1.7
			9,479,080		16.5	37.5％	あるべき範囲内
11	小牧山課	創垂館	56,160	5,685,011	1.0	12.5～	12.5
			206,640		3.6	37.5％	3.5
12	文化・スポーツ課	さかき運動場	5,244,140	50,986,993	10.3	37.5～	3.6
			5,445,920		10.7	62.5％	3.5
13	文化・スポーツ課	南スポーツセンター	4,048,650	99,116,422	4.1	37.5～	9.1
			5,748,755		5.8	62.5％	6.5
14	文化・スポーツ課	大輪体育館	1,354,935	17,423,803	7.8	37.5～	4.8
			1,448,930		8.3	62.5％	4.5
15	文化・スポーツ課	総合運動場	6,361,155	77,189,314	8.2	37.5～	4.6
			6,676,420		8.6	62.5％	4.4
16	文化・スポーツ課	総合体育館	52,395,540	244,528,244	21.4	37.5～	1.8
			64,467,585		26.4	62.5％	1.4

※実収入額は原則、施設附属設備貸出料を除いて計上しているが、施設附属施設貸出料と施設使用料を分けて把握できない施設については、施設附属設備貸出料を含めて計上した。
※あるべき受益者負担率とは、P.35の各施設の性質別分類表に示す受益者負担率から±12.5％の範囲
※勤労センター、まなび創造館、中部公民館及び総合体育館は、そのうちの一部の施設においてあるべき受益者負担率が異なるが、維持管理費を区分することができないため、施設全体として算出している。
※中部公民館の維持管理費は、商工会議所からの負担金（中部公民館保守点検等業務負担金）を差し引いた額

各施設の性質別分類表（受益者負担率の考え方）

各施設を「公共性」と「必需性」の２つの要素により分類したもの。
便宜上９つの区分に分類しているが、同じ区分に属する施設であっても、設置目的や利用者特性などが異なるため、受益者負担率の数値は一つの目安として示すものである。



- 「公共性」… 横軸で右に行くほど「市場的で民間でも提供しやすいもの」、左に行くほど「公共性が高く民間での提供が難しいもの」に区分される。
- 「必需性」… 縦軸で上に行くほど「日常生活を快適にするために市民が選択に基づき利用するサービス」、下に行くほど「市民の日常生活に必要な（必需性の高い）サービス」に区分される。

（注）各施設の分類については、民間との競合性や市民の生活様式の変化などを踏まえ、見直す場合がある。

収入額※1 ÷ 維持管理費※2 ＝ 受益者負担率

※1：実収入額と実収入額に減免額を加えた額それぞれの場合にて算定する。
※2：維持管理費には、施設の運用、事業の遂行に要した決算額（施設管理事業の決算額）を用いる。維持管理費に含める費用は、需用費や役務費、委託料、使用料、維持補修費等とし、正規職員人件費や建設費、大規模改修費、関連公債費等は含めない。